

## **[事案 26-4] 契約無効等請求**

・平成 26 年 6 月 25 日 裁定打ち切り

### **<事案の概要>**

複数の契約について、自分の意思に反して契約・解約されたこと等を理由に、契約不成立・解約不成立、慰謝料の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

以下の理由により、契約①（昭和 50 年契約、平成 17 年に解約済み）については既払込保険料（解約返戻金を差し引いた金額）の返還と慰謝料を支払い、契約②・③（昭和 51 年に解約済み）については既払込保険料を返してほしい。

#### **(1) 契約①について**

①契約申込書は自分や母親の筆跡とは異なり明らかに偽造されている。

②保険料全額払込済の終身保険であったにもかかわらず、募集人が突然自宅を訪問して解約を勧め、不利益をもたらした。

③上記の不正発覚後も非を認めない不誠実な対応により精神的損害、財産の損害を受けた。

(2) 契約②・③は、自分の意思にもとづかず不正に解約されたもので、保険の機能を果たさなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

#### **(1) 契約①について**

①システム上、契約申込書の署名押印等募集時の状況について事実関係は判然としないが、契約申込から払込満了まで保険料を支払っていること、昭和 57 年に給付金請求書が提出されていること、平成 17 年に申立人が解約して解約返戻金を受領していること等から、契約締結ならびに契約継続の意思は存在していると判断できる。

②突然自宅を訪問し解約を勧め不利益をもたらしたとの主張については、解約請求書が郵送で扱われ、必要書類として印鑑登録証明書が提出されていることから、申立人の意思にもとづき解約されたと判断できる。

#### **(2) 契約②・③について**

保険会社の窓口で解約返戻金を支払った記録は残っており、解約請求書は保存期間を過ぎているため存在しないが、少なくとも、申立人の意思に反し不正に解約され、保険機能を果たさなかったとの事実は認められない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打ち切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

(1) 契約①については契約する意思がなかったこと、契約②・③については解約する意思がなかったことを理由に、それぞれ契約不成立と解約不成立を求めるもの。（主張①）

(2) 契約①は全額払済みの終身保険であるのに解約を勧められ不利益をもたらされたこと、

不正発覚後も非を認めない不誠実な対応を理由に、慰謝料を求めるもの。（主張②）

2. 主張①について

契約①の契約日は今から約39年前、契約②・③の解約日は今から約38年前のことであり、申立人の主張の当否を判断するためには、契約①の契約当時の状況や、契約②・③の解約当時の状況の認定が不可欠となるが、今から約38・39年前の事実を適正に認定するためには、裁判所での厳格な証拠調べによることが適切であると考えられる。

しかしながら、裁判外紛争解決機関である当審査会にはそのような厳格な証拠調べの制度はなく、当審査会において、上記事実認定を行うことは著しく困難もしくは不可能である。

3. 主張②について

(1) 慰謝料の支払を求める理由として、契約①は全額払済みの終身保険であるのに解約を勧められ不利益をもたらされたことを挙げているが、契約①の申込書を保険会社による偽造であるとして契約不成立を主張しているのだから、その解約を勧められ不利益を被ったという主張は矛盾しており、失当である。

(2) 不正発覚後も非を認めない不誠実な対応については、契約①の契約当時の状況や、契約②・③の解約当時の状況の認定ができない以上、判断はできない。